

議案第 号

負担付き寄附の受納について

次のとおり負担付きの寄附を受納することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年（2025年）2月 日提出

宝塚市長 山崎 晴 恵

1 寄附の目的

宝塚市立病院の建設に要する資金に充てるため。

2 寄附を受ける財産

金 25, 000, 000, 000 円

3 寄附者

岡 本 光 一

岡 本 明 美

4 寄附の条件

宝塚市が寄附金を原資とした市立病院の建設に係る基金を設置しないとき、又は基金設置から５年を経過しても市立病院の設計に着手しないときは、寄附者は、寄附に係る契約を解除する。設計着手にかかわらず、宝塚市が市立病院の建設をしないこととしたときも同様とする。